

多額の医療費・介護費用で
お困りのあなたへ

必読

生命保険の特別知識

すべての生命保険は生きていてもらえます
生きるために生命保険を使いましょう

1.	はじめに……………	1
2.	事例を見てみましょう……………	2
3.	すべての生命保険は生きるためにもらえる！…	5
4.	高度障害認定の順序……………	7
5.	注意点……………	8
6.	おわりに……………	1 2

参考資料 1

もし手術や入院が必要になったらいくらかかる？ …	1 3
--------------------------	-----

参考資料 2

助成制度……………	1 6
-----------	-----

別紙 1	身体障害者手帳申請の診断書……………	1 8
------	--------------------	-----

別紙 2	生命保険金請求の診断書 1（民間会社）…	2 1
------	----------------------	-----

別紙 3	生命保険金請求の診断書 2（簡易保険）…	2 2
------	----------------------	-----

1. はじめに

家計の傷をふさぎましょう

家族が病気で入院。
在宅介護・・・費用がかさむ・・・どうしよう！？
という方への贈り物です



医療費・介護費を払うために生命保険を
解約するなんて絶対にしてはなりません。

生きていても死亡時と同じ満額の生命保険が
もらえる場合があるのです。

生活を立て直しましょう



国民の医療費負担増となりました。平成15年4月からの健康保険の改正により、加入している本人・家族、また入院・外来を問わず3～69歳の方々の自己負担割合は3割となりました（13ページ参照）。健康なうちは気にならないかも知れませんが、病気やケガをしたならさあ大変！

そんな時のため、皆様こぞって就職・結婚を機に生命保険に加入されているはず。そこで大切なのは、「生きていても満額の生命保険金をもらえる場合がある。」という事を知って欲しいのです。みんなが知っているようで知らない、「生きるために生命保険はあるのだ」ということを、理解しましょう。せっかく加入した生命保険をみすみすドブに捨てることのないよう切に願います。

幸いにも長生きをし、長年保険料を払い続けたにもかかわらず、いざもらえる時になったら、たったこれだけ？という話を良く耳にします。これは、生命保険加入の現状が、知り合いの○○さんの紹介で・・・、付き合いがあって・・・、という理由が多いため、自分が加入している保険の内容を良く理解していないからでしょう。

このパンフレットに最後まで目を通して頂きまして、病気を抱えながら、また介護をしながら、払い続けていた保険料が、今こそ「生きる生命保険」なのだという事を分かって頂ければ幸いです。

2. 事例を見てみましょう

注：個人情報のため、年齢・病名・
状況等を少し変更しております。

事例を見てみましょう。あなたも該当しませんか？

事例1 【すごくくやしい例】

54歳の女性。主婦。筋肉の病気のために呼吸不全になり、気管切開されて夜間だけ人工呼吸器^①を使うようになりました。入院していて、身の回りのことはほとんど看護師さんにやってもらわなければなりません。A生命保険に長年加入していましたが、月々の入院費が高く^②3割負担分を支払えないために、**生命保険を解約^③**して解約返戻金を入院費に充当しました。

もし**高度障害で生命保険金が全額もらえること^④**を知っていれば、たしか1000万円をもらえたはずですが。3割負担の入院費も充分余裕を持って支払えたはずなのに、残念です。

[注釈]

- ①： 人工呼吸器を使用して入院していると、一ヶ月の医療費は約70万円ぐらいです。したがって、3割負担なら20万円以上を毎月支払わなければなりません。ただし、高額療養費として一部負担を除いて戻ってくる場合があること(16ページ)、身体障害者の1～3級であれば収入いかにによっては全額戻ってくる場合があること(16ページ)、難病などの特定疾患では医療費のほとんどが無料となる(16ページ)、などの補助はあります。
- ②： 患者さんが支払う医療費は年々増大しています。自己負担割合の増大、差額ベッド代、高度先進医療費から、保険適応外医療、健康食品等など大変です。巻末参考資料1(13～15ページ)をご参照下さい。
- ③： **最悪**の場合がこれです。生命保険を解約した場合の解約返戻金は、多くの場合が払込保険料の合計額より少ない金額となっています。(解約返戻金の計算方法は保険会社によって異なります。約款^{*}に計算方法が載っていますので、ご自分の加入している保険をご覧ください。)極力解約するのはやめて他の手段を考えて下さい。他の手段は病院のケースワーカーさん、ソーシャルワーカーさんなどに聞いてみましょう(注釈①参照)。大変忙しい方々ですが、十分に説明してくれますので良く相談してみてください。(数百床の病院でもソーシャルワーカーさんがたったひとりというところが多いのです。)
- ※「約款」とは契約から消滅までの契約内容が記載されているものです。
- ④： 高度障害とはどんな場合？(6ページ)。身体障害者の手帳は必要ありません(11ページ)。書類の内容が複雑(別紙2・3 21～23ページ)なので、いやがるお医者さんもあります。めげずにアタックして下さい。なぜなら満期の問題があるからです(**重要** 10ページ)。

事例2 【間に合ったけど遅かった例】

57歳の男性。銀行マン。脳腫瘍のために一年半前から寝たきり^①で入院でした。奥さんは常にそばで介護をしなければならない^②ために、音楽大学に行っていた娘さんが大学を中退して、アルバイトで生活費を稼いでいました。ピアノ学科に所属していた頃のしなやかな指に赤色燈を握って、工事現場でダンプの搬入移動をしていたのです。

奥さんの話：「3ヵ所の病院に入院していたけれど、**高度障害で生命保険金が全額おりる**話は一度も聞いたことがありませんでした。今回在宅医療を始めて、**本来なら一年半前から^③生命保険金を全額もらえる**ような状態であったことを、初めて知りました。」

この事を知って奥様は啞然としましたが、入院給付金^④のことがあり幸い保険は解約していませんでした。生命保険会社から取り寄せた医師の診断書^⑤をお医者さんに書いてもらい、3000万円がおりました。

さっそく娘さんの大学への復学を申請しようとしたのですが時すでに遅し、復学はできないことがわかったのです。1年半前に生命保険がおりていれば大学を中退しなくてもよかったのに・・・。



[注釈]

- ①： 常時臥床状態のことです。文句なく高度障害(6ページ)に該当します。
- ②： 家族が付き添わなければならないことが多々あります。世帯主が倒れてしまうと収入がなくなってしまうので、医療費と生活費の両方を貯金から支出しなければならなくなってしまう。ある月数までは一定割合の給料が支払われます(17ページ)が、退職してしまうと（退職金の額によっても違いますが）途端に路頭に迷います。
- ③： この方は病気が進行性であり回復することはあり得ないため、この状態になったところで診断書の作成ができる例です。
- ④： 入院給付金については、どの生命保険のパンフレットを見ても必ず記載されています。しかし**「高度障害に該当すればただちに生命保険金の全額がおりる」ことについては、ほとんどのパンフレットに記載がありません。（「約款」※にはかならず記載されています。保険会社の人に聞いて必ず確かめ、念押ししましょう。）**入院給付金がもらえるので掛け続けている方が多いようですが、高度障害で全額もらう方が良いのか、良く考えてみてください。(11ページ)
※「約款」とは契約から消滅までの契約内容が記載されているものです。
- ⑤： 別紙2・3(21～23ページ)を参照して下さい。満期に注意しましょう(10ページ)。

事例3 【危機一髪の例】

65歳の男性。住宅販売の会社の重役さん。3年前に脳出血のために半身麻痺となりました。がんばりやさんで、病院を初めとして3ヶ所のリハビリ施設に入って機能訓練を受けましたが、自力歩行はむずかしく^①、食事も飲み込めないために胃瘻のチューブから栄養を注入^②しています。

高度障害で生命保険金が全額おりる話は一度も聞いたことがありませんでした。在宅医療を受けるようになって、お医者さんから「**高度障害に該当しますよ。**」と言われて、初めて**生きているうち^③に生命保険金が全額もらえる**ことを知ったのです。

実はバブルがはじけて以来、住宅の販売は思わしくなく会社経営も行き詰まっていたところだったのです。しかし入院やリハビリのためになんとか生命保険は掛け続けていました。保険会社4社の総額はなんと2億円でした。お医者さんは「**満期になってしまうと額は数分の一になってしまいますよ。**」(10ページ)とアドバイスをしてくれました。奥さんがあわてて書類を見ると、なんと！そのうちの2社の満期が2週間後に迫っているではありませんか。すぐに医師の診断書を請求^④してお医者さんに記入してもらい、お金を受け取ることができました。

このお金で会社の経営を立て直すことができたのです。3年間もこのことを知らずに心の中が不安でいっぱいだったのがうそのようです。

[注釈]

①+②： 装具を付けたりして自力歩行できると高度障害には該当しないこともあります。その場合この方のように、口から食事ができずに管からの栄養補給が必要であったりするような、ほかの障害を合わせ持っていることが大事です。

③： 生命保険は「生きるために使われる」ものです。

④： 「**お医者さんが高度障害だ！と言っております。**」と電話で請求して下さい。
(別紙2・3 21～23 ページ)



3. すべての生命保険は生きるためにもらえる！

あなたの夫や妻が、あるいはお父さん、お母さんが、子供達が、病気や障害を持って介護を受けている場合、

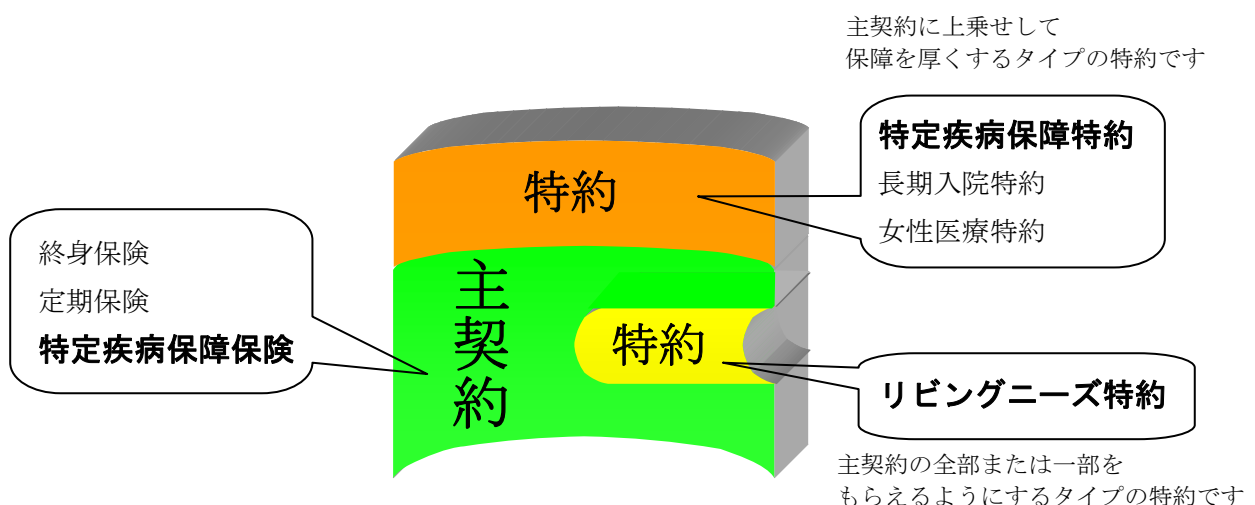
もしその方が「高度障害に該当」するなら、生きていながら、その場で、生命保険の全額がもらえるのです。

障害をおってしまった家族をかかえた場合、一家の経済が大きく圧迫されます。さて、どうしましょうか？定期預金を解約しますか？借金しますか？せっかく入った学校をやめますか？いいえ、その必要はありません。

ほとんどの人が加入している生命保険。死んだ時だけもらえるものではありません。**生命保険は、障害をおった本人もそして家族も、生きていくためにももらえるものなのです。**

よくテレビの宣伝で「余命6カ月と診断されたら〇〇〇万円！」と耳にするでしょう？その会社の保険に入っていないから・・・、生命保険に入るときに「こんな保障も、あんな保障も付けませんか？」って言われたけど、保険料が高くなっちゃうから、なんにも付けなかったのよね・・・とおっしゃる方も　大丈夫！もらえます！

生命保険は、契約の基本となる『主契約』と主契約に付加できる『特約』とからなっています。『主契約』のみでも加入できますが、『特約』単独では加入できません。



テレビの宣伝で言われている、「生きているうちにもらえます」というのは、『主契約』の「特定疾病保障保険（三大疾病保障保険）」または『特約』の「特定疾病保障特約（三大疾病保障特約）」のことです。ですからこの類の保険に入っていないければ、この類の特約を付けていなければ、また特定の疾病でなければ生前には保険金はもらえないものと錯覚してしまいがちです。しかし、そんな特別のものに入っていないなくても、**生命保険の基本となる（生命保険に加入していれば必ず入っている）『主契約』の部分だけで、死亡しなくても、死亡した時と同じ満額の保険金がもらえる場合があります。**

あなたが加入している生命保険の証券を良く見てみてください。

給付要件が『**死亡または高度障害状態になった時**』と書いてあるはずです。また、支払保険金の名前が『**死亡・高度障害保険金〇〇〇万円**』と書いてあるはずです。

生命保険でいう**高度障害状態**とは、

- ①両目の視力を全く永久に失った状態
- ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失った状態
- ③中枢神経系・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要する状態
- ④両手（手関節以上）とも失ったかまたは永久に使えない状態
- ⑤両足（足関節以上）とも失ったかまたは永久に使えない状態
- ⑥片手（手関節以上）を失い、かつ片足（足関節以上）を失ったかまたは永久に使えない状態
- ⑦片手を永久に使えない状態、かつ片足（足関節以上）を失った状態

と、**約款**※で決まっております。

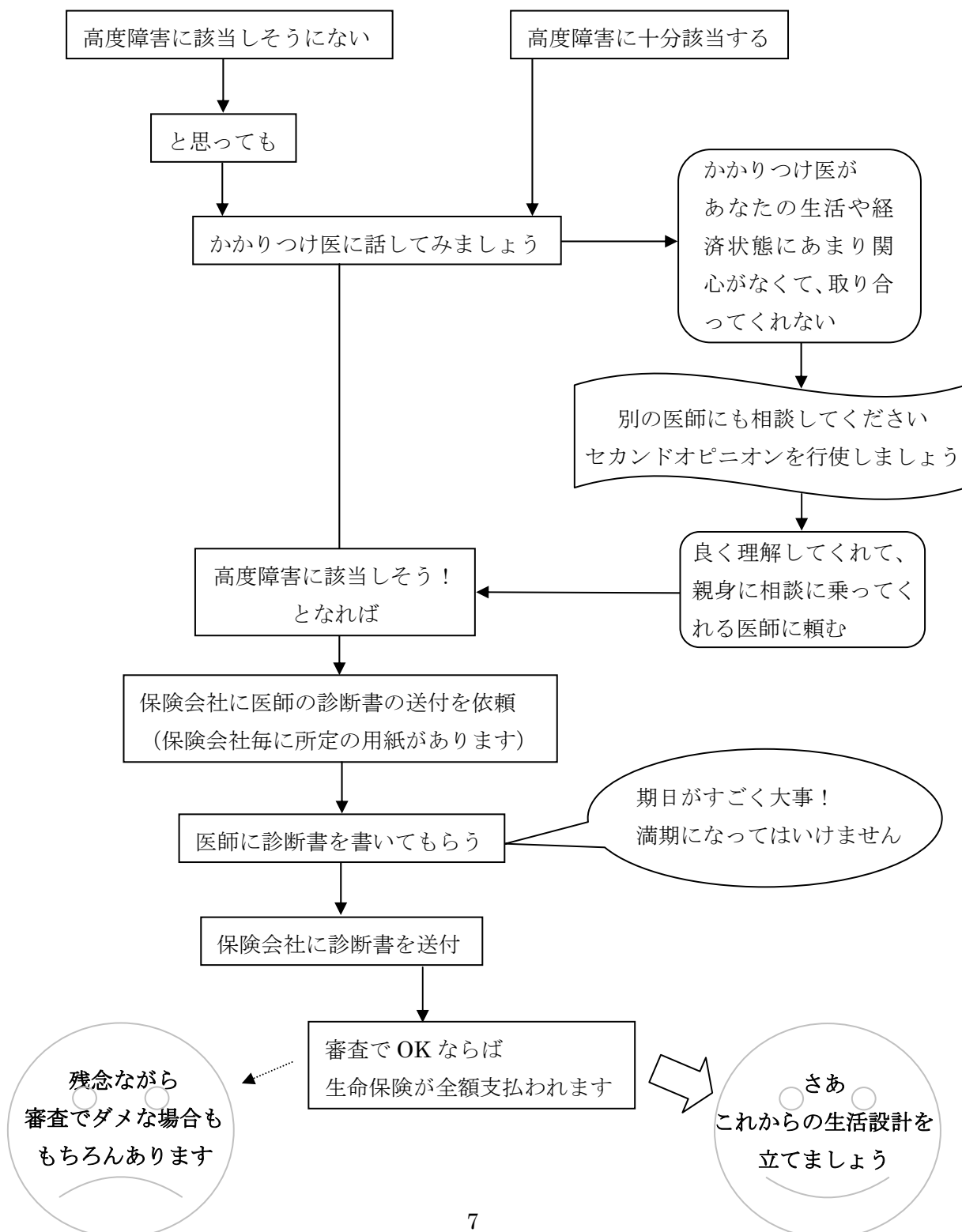
大変不幸なことです、このような状態になった時には、**死亡保険金と同額の高度障害保険金を生きていて受け取ることができる**のです。

目安は、身体障害者認定なら1・2級（場合によっては3級）程度、介護保険認定では介護度5・4程度の方々が該当する範囲になります。

※「約款」とは契約から消滅までの契約内容が記載されているものです。

4. 高度障害認定の順序

もし、あなたが独断で「高度障害に該当しない」と思っても・・・
医者の判断はOKかもしれません。まず、かかりつけ医に話してみましょう



5. 注意点

以上のように、高度障害状態になったら、誰でも死んだ時（死亡保険金）と同額の保険金（高度障害保険金）をもらえると述べてきましたが、ここで注意点が5つ！

A まず、高度障害保険金を請求して受け取った場合は、保険金を受け取った時点で保険契約は終了します。その後死亡したとしたからといって、死亡保険金ももらえるというわけではありません。オプションとしてつけた特約も同時に終了します。

死亡後にもやっぱり死亡保険金をもらいたい、せっかくいろんな特約をつけたのにもったいないという方は、特約部分のみを受け取り、主契約部分を残しておくという方法があります。但しこれは言うまでもなく、生前に受け取れるという特約を付けている場合に限ります。

生前に保険金を受け取ることができる特約には次のようなものです。

● **リビングニーズ特約**（主契約の全部または一部をもらえるようにするタイプ 5 ページ参照）

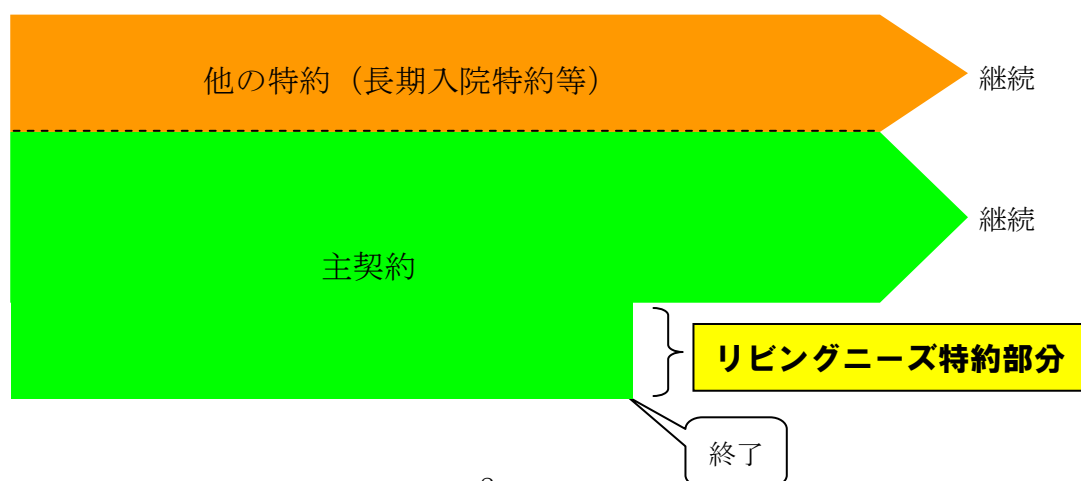
原因にかかわらず余命6カ月以内と診断された時

死亡保険金の全部または一部を受け取ることができます

全部を受け取らなければ、保険契約（主契約）は継続します（この特約のみ消滅）

この特約の保険料は不要です

これは高度障害に当てはまらなくてももらえますが、余命6カ月と診断されなければもらえません。（但し、すべての疾病に有効です。）



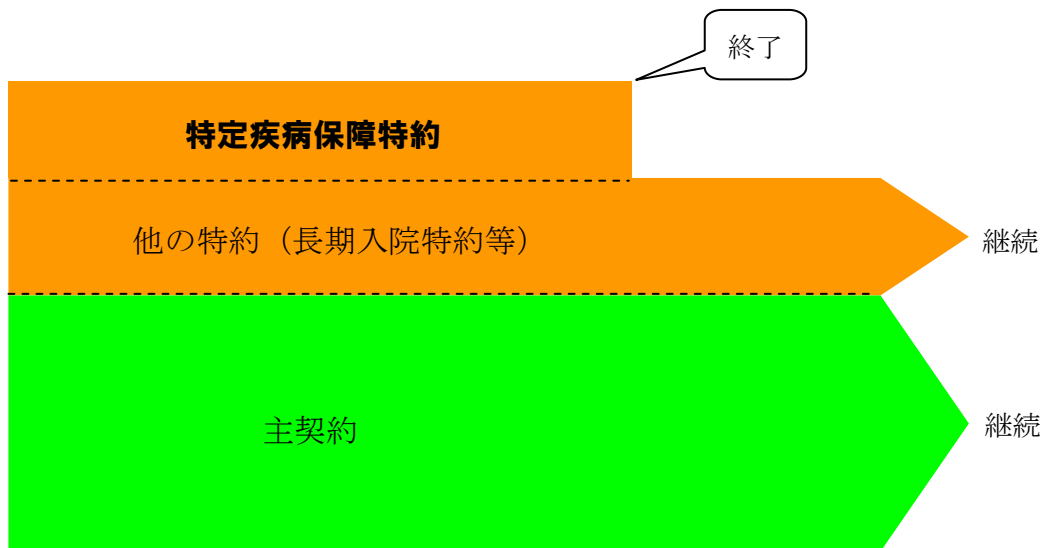
● **特定疾病保障特約**（主契約に上乗せして保障を厚くするタイプ 5 ページ参照）

特定の疾病により所定の状態^{*} になった時と診断された時

この特約部分の保険金を受け取ると、この特約のみ消滅します

これも高度障害に当てはまらなくてももらえますが、特定の疾病により所定の状態になったと診断されなければもらえません。所定の状態とは以下のとおりです。

- ※ ① 癌になったと診断された時
② 急性心筋梗塞を発病し、60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと診断された時
③ 脳卒中を発病し、60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの後遺症が継続したと診断された時



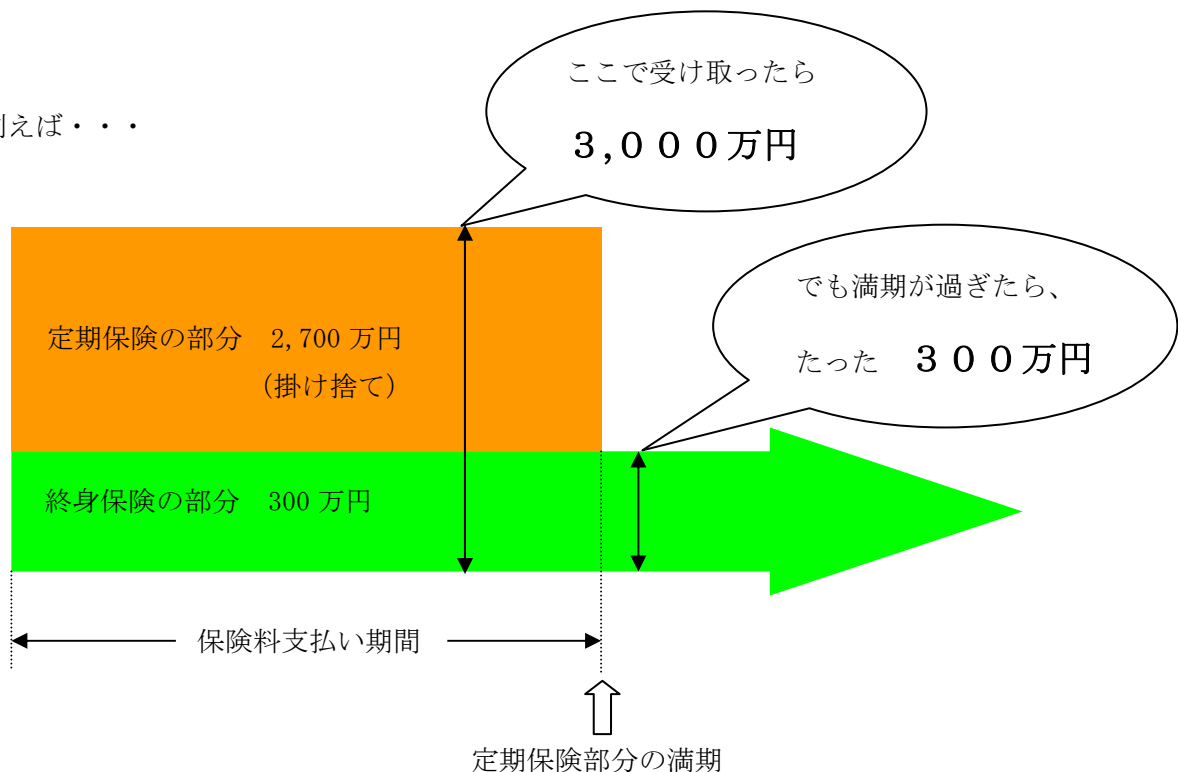
これらの特約で生前給付を受ければ、主契約も他につけている特約も残りますので、死亡後にも保険金を受け取ることが可能です。



B

次に満期です。主契約の主なものに定期保険と終身保険があります。定期保険については一定期間内に（満期までに）死亡または高度障害状態になった時にもらえるものですから、言うまでもなく満期到来前であることが条件です。終身保険は一生保障が続くものですから、問題はありません。一番注意しなければならないのは、「一生続く保険に更に厚い保障を」とうたわれている「定期付終身保険」です。せっかく高い保険料を上乗せして保障を厚くしたのだから、と生前給付を受けるのをためらっていては、大変なことになります。それはこの保険の2段構えのしくみにあります。

例えば・・・



定期保険部分の満期が到来してしまったら、終身保険部分の保障しか受けられないことになります。**厚い保障が一生続くわけではないのです。**ですから、**高度障害状態になった時は定期保険部分の満期が到来する前に生前給付を受けてしまうことが大切です。**

(4 ページ事例 3 参照)



C 生前に受け取った保険金は非課税です

長年払い続けた生命保険料。不幸にも亡くなった時、ようやくもらえると思っても、それには税金がかかります。しかし、高度障害状態になって**生前に受け取った保険金は非課税**です。

死亡保険金を受け取った時

- | | | |
|--------------------------------|---|-----------|
| 1. 保険料を負担していた人が死亡した時 | → | 相続税 |
| 2. 保険料を負担していた人が受取人の時 | → | 所得税（一時所得） |
| 3. 保険料を負担していた人が受取人でも死亡した人でもない時 | → | 贈与税 |

満期保険金を受け取った時

- | | | |
|--------------------------|---|-----------|
| 1. 保険料を負担していた人が受取人の時 | → | 所得税（一時所得） |
| 2. 保険料を負担していた人以外の方が受取人の時 | → | 贈与税 |

※満期保険金は生前に受け取るものですが、定期保険などの期限が到来してもらうものなので税金がかかります。

高度障害状態になり死亡保険金を生前に受け取る時 ⇨ 非課税

被保険者が病名や余命を知らされていない場合には、指定代理請求人※が保険金の前払いを請求することができます。自分のため、家族のために掛けている生命保険です。生きるために生命保険をもらうことを是非とも考えてみてください。

※ 指定代理人…配偶者・父母子などを契約時に指定しています。

D 身体障害者手帳を持っていない人でも受け取ることができます

高度障害認定に、身体障害者手帳の有無は関係ありません。高度障害保険金をもらうためには、ご加入の保険会社に用紙をもらい、かかりつけ医に書いてもらうだけで良いのです。（7・21～23 ページ参照）

E 入院給付金をもらうのと、保険金全額をもらうのと、どちらが得なのかを判断しましょう （3 ページ事例 2 参照）

入院給付金は例えば

疾病入院給付金 日額 10,000 円（1 回の入院につき 120 日分限度 通算支払限度 700 日）等と記載されています。

もし、高度障害でもらえる全額が、入院給付金の総額よりも多いのであれば、全額もらった方が良いと言えます。

6. おわりに

生命保険は私達が生き続けるために有効に利用されるものです。高度障害状態になってしまったら新たな生命保険に入ることは困難です。掛け続けていくよりも、死亡時に支払われる保険金額が、高度障害状態で生きている今、すぐにもらえるなら、それを使って**これから生き抜くための**生活設計を立てましょう。

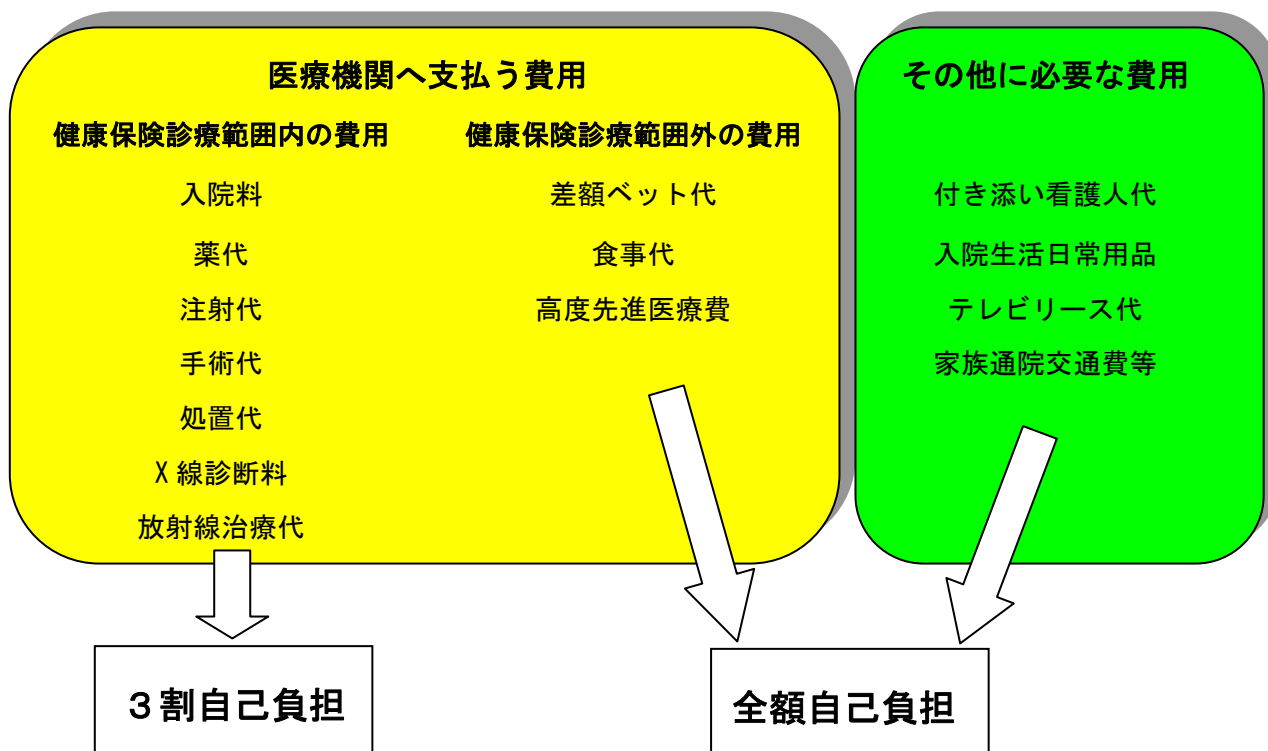


参考資料 1

もし手術や入院が必要になったらいくらかかる？

誰にも起こりうる病気・不慮の事故、もしあなたに起こったら・・・

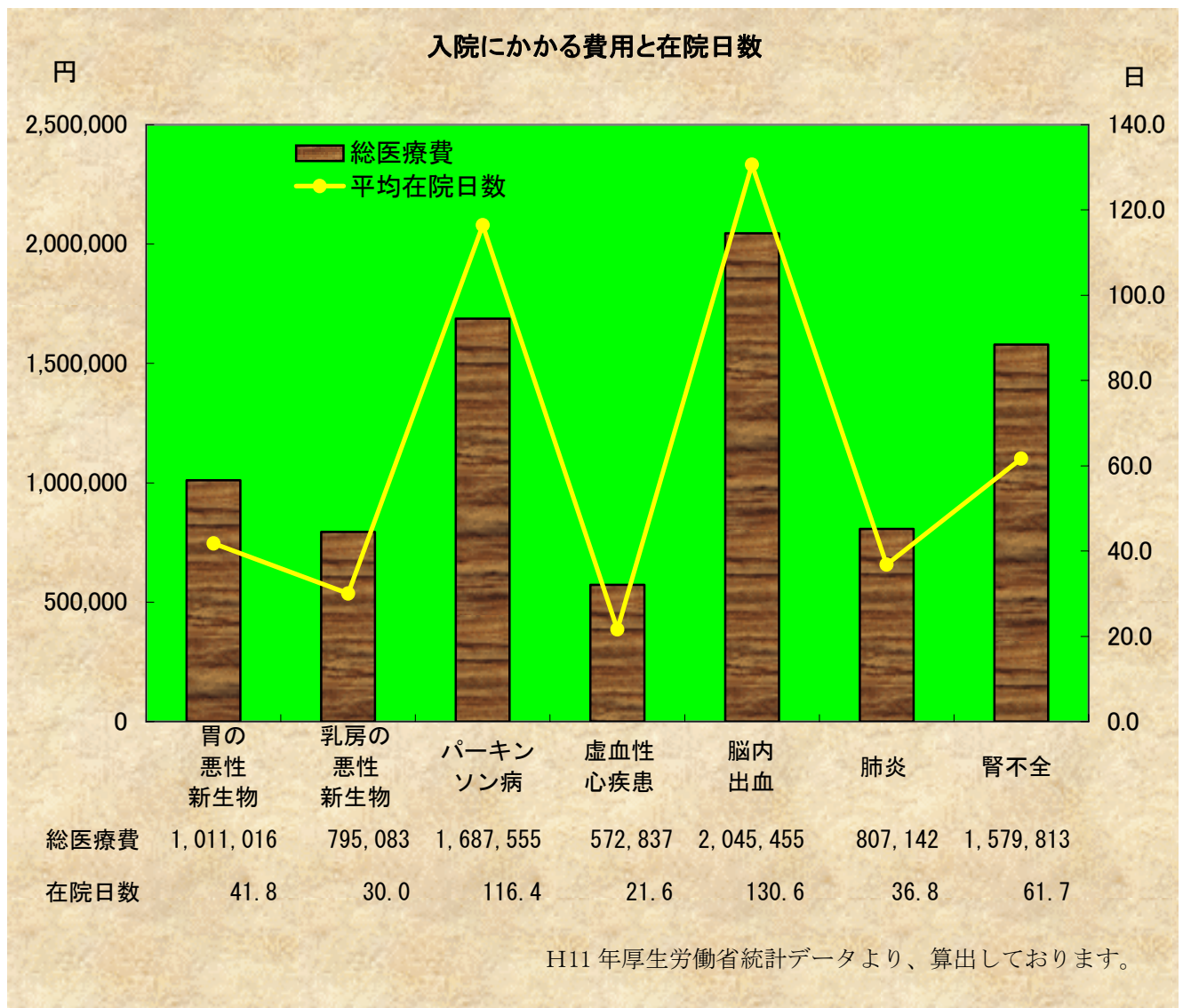
日本は国民皆保険制をとっており、誰もが種類の違いはあれ、健康保険に加入しています。しかし、かかった医療費のすべてが健康保険から支払われるわけではありません。もし、手術や入院が必要になったら、いったいどれくらいの出費があるのでしょうか？



◆平成15年4月から健康保険法が変わりました

	従来				平成15年4月以降
3歳未満	2割				変更なし
3～69歳	健康保険・船員保険		国民健康保険		3割
	本人2割	家族	3割		
		外来3割 入院2割			
70歳以上	1割(一定以上所得者は2割)				変更なし

自己負担割合が3割だけの、健康保険支払い対象となるものを見てみましょう。



病気の種類や入院日数によってはこんなにかかるのです。たかが3割と思っても、バカにならないことがお分かりでしょう？

大病・大事故により、大きな手術が必要になったり、入院が長期化したりしたら・・・

健康保険診療範囲内で済むようであれば幸いですが、大病・大事故にあたりした場合は、差額ベット代や高度先進医療費などといった健康保険診療範囲外の費用がかさんできます。これは前述したように**全額自己負担**となります。

【差額ベット代】

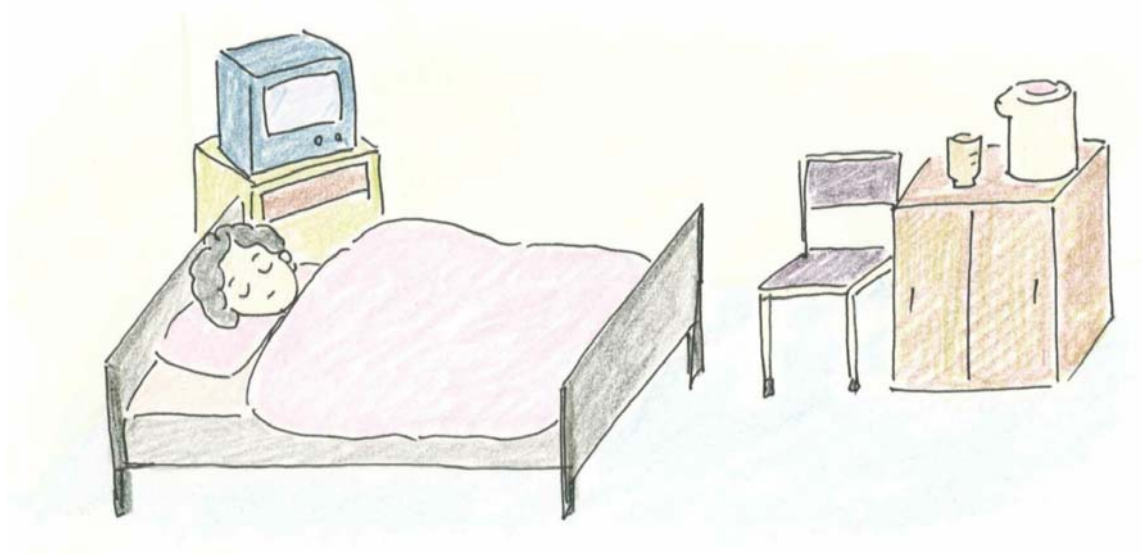
通常は6人部屋など大部屋に入院することになりますが、大掛かりな手術の後などは、集中的なケアが必要になるため、個室に入ることがあります。

差額ベッド代の相場(一日あたり)	
1,000 円以下	12.1%
1,001～2,000 円	17.4%
2,001～3,000 円	15.6%
3,001～4,000 円	11.2%
4,001～5,000 円	11.4%
5,001～10,000 円	22.1%
10,001 円以上	10.2%

(平成 11 年厚生労働省保険局医療課調べ)

【高度先進医療費】

医療は日進月歩です。新しい治療や手術の研究が特定の大学病院などで進められています。医療を自ら選択する時代となり、より新しい医療を選択した場合、一般の健康保険診療との調整を図る意味で、高度先進医療費という特別の医療費を支払うことになります。



参考資料 2

助成制度

多額の医療費がかかった場合、健康保険等でも届け出により医療費の一部を助成する制度があります。また仕事を休んだ場合の給料の一部が支給される制度もあります。

【高額療養費】（健康保険）

1ヶ月あたりの医療費の自己負担限度額を超えた部分が申請により返金されます。70歳未満の一般の所得者（高収入者・低所得者は異なります）の1ヶ月あたりの自己負担限度額は72,300円+241,000円を超える部分の医療費の1% となります。

（例）1ヶ月の医療費の自己負担額が500,000円だった場合

自己負担限度額は

$$72,300 + \left(\frac{1,666,666 - 241,000}{3} \right) \times 1\% = 86,556 \text{ 円}$$

↑
総医療費（自己負担割合が3割で支払額が50万円とすると、総医療費はこの金額です）

となり 413,444円 が返金されます。

【高額療養費貸付制度】（健康保険）

上記高額療養費の支給は、支給されるまで約3ヶ月を要します。高額な医療費を一括で支払うのが困難な場合、当座の医療費支払いにあてるため、高額療養費の80～90%を※上限に、無利子で貸付けする制度があります。

※ご加入の健康保険によって、貸付金額は異なります。

【心身障害者医療費助成制度】（自治体）

身体障害者手帳1～3級を持っている方（3級は内部障害の方のみ）で、一定所得以下の方は医療費の助成を受けることができます※。身体障害者手帳交付を申請するためには、知事の指定した医師の診断書が必要です。（別紙1 18～20 ページ）

※お住まいの自治体によって所得限度額・助成金額は異なります。

【特定疾患医療費助成制度】（自治体）

国により定められた特定の疾患にかかってしまった場合、医療費の一部を公費で負担します。特定疾患とは「診断基準が一応確立し、かつ難治度、重症度が高く、患者数が比較的に少ないために公費負担の方法をとらないと原因の究明、治療方法の開発等に難をきたすおそれのある疾患」として厚生労働省が指定したものです。現在は筋萎縮性側索硬化症、パーキンソン病、難治性の肝炎（劇症肝炎）など46疾患が指定されています。

【傷病手当金】（健康保険）

病気やけがのために会社を休み、給料が支払われなかったり減額されたりした場合、給料の一部が支給されます。傷病手当金が受けられるのは、健康保険に加入している方が、連続して3日以上仕事を休んだ場合に、4日目から1日につき標準報酬日額の6割が支給されます。但し、支払われるべき傷病手当金より多い給料をもらった場合には、支給されません。支給される期間は支給を開始した日（休んだ日から4日目）から1年6カ月です。

【介護休業給付金】（雇用保険）

介護休業制度は、「要介護状態にある対象家族を介護するために」ととることができる休業制度です。対象家族とは配偶者、父母、子、配偶者の父母、同居かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫のことで、対象家族1人につき1回、3か月までの連続した一期間が認められています。

雇用保険の一般被保険者（短時間も含む）が、介護休業を取得した場合に、介護休業開始前給料の40%を上限に3か月を限度として支給されます。ただし、介護休業を開始した日の前2年間に、給料支払基礎日数が11日以上ある月が通算して12か月以上あることが必要です。

【医療費控除】（所得税）

自分自身や家族のために医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。医療費控除は、所得金額から一定の金額を差し引くもので、控除を受けた金額に応じた所得税が軽減されます。医療費控除の対象となる医療費は

- ・納税者が、自分自身又は自分と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費
 - ・その年の1月1日から12月31日までに支払った医療費
- です。その医療費のうち

（実際に支払った医療費の合計額－保険金などで補てんされる金額※）－10万円
が、所得金額から控除されます。

※保険金などで補填される金額・・・生命保険で支給される入院給付金

健康保険で支給される高額療養費 など



別紙 1 身体障害者手帳申請の診断書

様式第3号

総括表

身体障害者診断書 (肢体不自由 障害者用)

氏名 [] 明治・大正 昭和・平成 [] 年 [] 月 [] 日 (男)・女

住 所 仙台市 []

① 障害名 (部位を明記) 右上肢, 両下肢, 体幹運動機能障害

② 原因となった 脳出血 交通, 労災, その他の事故, 戦傷, 戦災, 疾病, 先天性, その他 ()

③ 疾病・外傷発生年月日 平成 12 年 [] 月 [] 日 (頃)・場所

④ 参考となる経過・現症 (エックス線写真及び検査所見を含む。)

(現症については, 個別の所見欄用紙を用いた時は, この欄の現症部分の記載を省略してもさしつかえありません。その際には添付個別所見欄用紙番号を下記に記入して下さい。)

添付個別所見欄用紙様式 -

平成 12 年 [] 月 [] 日 失語 右片マヒで発症
[] 月 [] 日 [] 病院 CT で脳出血。臥床状態の
まま継続し在宅療養とする (NGT, 尿管-カ)。
平成 13 年 [] 月 [] 日 腸瘻造設す。
平成 15 年 [] 月 [] 日 現在臥床常時。吸引, 尿管カテーテル。腸瘻あり
全介助を要す。

障害固定又は障害確定 (推定) 平成 12 年 [] 月 [] 日

⑤ 総合所見 (個別の所見欄用紙を用いた時は, 重複部分の記載を省略してさしつかえありません。)

脳出血による右上肢, 両下肢, 体幹運動障害により 常時臥床, 全介助を要す。
(将来再認定 (約 [] 年後) 要・(不要))

⑥ その他参考となる合併症状 腸瘻, 尿管カテーテル, 吸引を要す。

上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。

平成 [] 年 [] 月 [] 日

病院又は診療所の名称
所 在 地

仙台市泉区 []

診療担当科名 内科・神経内科

医師氏名 []

意 見 書

身体障害者福祉法第15条第3項の意見 (障害程度等級についても参考意見を記入)

障害の程度は, 身体障害者福祉法別表に掲げる障害に・該当する (/ 級相当)・該当しない

注意 1. 障害名には現在起っている障害, 例えば両眼失明, 両耳ろう, 右上下肢麻痺, 心臓機能障害等を記入し,
原因となった疾病には, 角膜混濁, 先天性難聴, 脳卒中, 僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入して下さい。
2. 障害区分や等級決定のため, 地方社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分についてお問い合わせする場合があります。

様式 3 - 1

平成 年 月 日

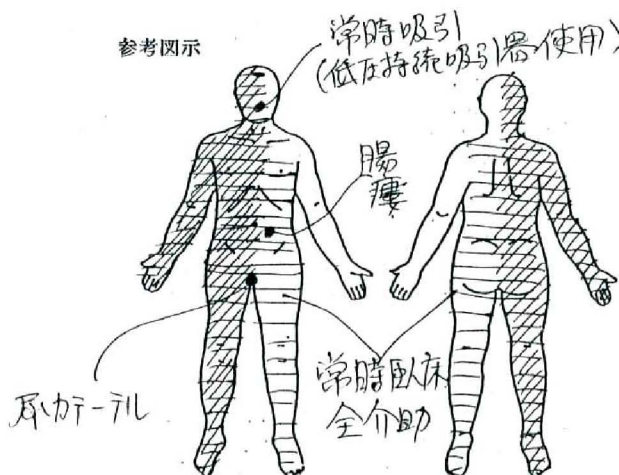
氏名：

肢体不自由の状況及び所見(1)

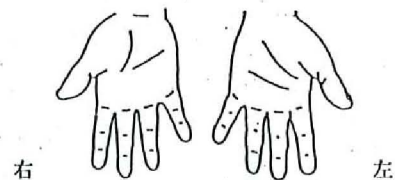
1. 神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見 （該当するものを○でかこみ、下記空欄に追加所見記入）

（注）関係ない部分は記入不要

- (1) 感覚障害（下記図示）：なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚
 (2) 運動障害（下記図示）：なし・弛緩性麻痺・痙性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・その他
 (3) 起因部位：脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他
 (4) 排尿・排便機能障害：なし・あり
 (5) 形態異常：なし・あり



×変形 ■切離断 ▨感覚障害 ▨運動障害



右	2. 計 測	左
↑	上肢長 cm	↑
正常	下肢長 cm	正常
↓	上腕周径 cm	↓
○	前腕周径 cm	○
	大腿周径 cm	
	下腿周径 cm	
	握 力 kg	4

3. 動作・活動 自立-○ 半介助-△ 全介助または不能-×, ()の中のものを使う時は使用するものにも○

寝がえりする	×	シャツを着て脱ぐ	×
あしをなげ出して座る	×	ズボンをはいて脱ぐ（自助具）	×
椅子に腰かける	×	ブラシで歯をみがく（自助具）	×
立つ（手すり、壁、杖、松葉杖、義肢、装具）	×	顔を洗いタオルで拭く	×
家の中の移動（壁、杖、松葉杖、義肢、装具、車椅子）	×	タオルを絞る	×
洋式便器にすわる	×	背中を洗う	×
排泄のあと始末をする	×	二階まで階段を上って下る（手すり、杖、松葉杖）	×
（箸で）食事をする（スプーン、自助具）	×	屋外を移動する（家の周辺程度）（杖、松葉杖、車椅子）	×
コップで水を飲む	×	公共の乗物を利用する	×

注：身体障害者福祉法の等級は機能障害（impairment）のレベルで認定されますので（ ）の中にも○がついている場合、原則として自立していないという解釈になります。

計測法：上肢長：肩峰→橈骨茎状突起、 下肢長：上前腸骨棘→（脛骨）内果、上腕周径：最大周径
 前腕周径：最大周径、 大腿周径：膝蓋骨上縁上10cmの周径（小児等の場合は別記）、 下腿周径：最大周径

個別所見欄用紙 様式 3-4

(この表は必要な部分を記入)

備考

(×) 伸展 屈曲 (△)

◎ご加入の保険会社によって文言等に差異がありますことをご了承下さい。

1. 氏名	明治 大正 昭和 年 月 日	
2. 性別	男 女	
3. 住所	仙石市 〇〇〇〇〇	
4. 罹病名	脊髄小脳変性症 (加齢性小脳萎縮症)	
5. 4の原因	不明	
6. 罹病の部位	医師指定 患者申告	
7. 今回の受検以前に身体状況	有: 一部位と障害内容 (無)	
8. 受検の経緯	10. 入院日 11. 退院日 12. 診察日 13. 住所・氏名	
9. 初診日	14. 今回の受検 (疾病) から初診までの経過、初診時の主訴、所見およびその後の経過、障害状態の詳細	
10. 入院日	歩行時のふらつき、言葉のもで、H6月、病院	
11. 退院日	診察、神経学的検査及びMRI検査に上記病名を診断され、さらに起立性低血圧 (自律神経障害) 膀胱直腸障害を合併し、歩行不能となり在宅加療 (当科初診H6月) と存す。	
12. 診察日	現在歩行不能、食事不能、失調言語に於いて意識、建物の認識、低血圧による意識消失発作等を認む。全介助を要す。	
13. 住所・氏名	手帳日	
14. 今回の受検 (疾病) から初診までの経過、初診時の主訴、所見およびその後の経過、障害状態の詳細	治療法、矯正視力、矯正聴力	
15. 矯正視力	矯正不能、不達の場合	
16. 矯正聴力	矯正不能、不達の場合	
17. 矯正聴力	矯正不能、不達の場合	
18. 矯正聴力	矯正不能、不達の場合	
19. 矯正聴力	矯正不能、不達の場合	
20. 矯正聴力	矯正不能、不達の場合	

③ 訂正された場合には、訂正印を必ずお願ひします。

本 00150 (枚)

1. 診断内容を書いた欄に記入してください。通報表のあるもの（赤字で書かれた部分）については、該当するもの（○）で囲ってください。患者のない項目は斜線を引いてください。

2. 校正をされたものについては、検査結果を必ず詳しく書いてください。

3. 校正をされたものは、訂正印を必ずお願ひします。

(裏面も記入してください)

**多額の医療費・介護費用でお困りのあなたへ
必読 生命保険の特別知識**

発 行 2003 年 6 月 1 日

発行者 川島孝一郎

〒980-0013 仙台市青葉区花京院 2-1-7

FAX 022-212-8533

e-mail doctork@oushin-sendai.jp

許可なしにこのパンフレットを転載・複製することを禁じます



**多額の医療費・介護費用でお困りの方は
ぜひお読みください**

